

令和2年度芦東山記念館館長講座
「一関市域の江戸時代犯科帳」

第1回

一関市域で行われた江戸時代の死刑のはなし

令和2年8月22日(土) 13時30分～15時
於 大原市民センター大ホール

はじめに

1) はなしの趣旨

死刑は現在のわが国で最も重い刑罰だが、江戸時代においてもやはり最も重い刑罰だった。しかし、現在のわが国の死刑は絞首刑1種類のみだが、江戸時代には犯罪の凶悪度に応じて数種類の死刑があった。

それでは、江戸時代の一関市域においては、どのような死刑が如何なる形で執行されたか。江戸時代の一関市域は、一関藩領と仙台藩領の両者があるので、この両藩についてこの点を探ってみたい。

2) 利用する資料

i) 仙台藩関係

・伊達治家記録^{だてじかきろく}

享保4年(1719)までは『仙台藩史料大成 伊達治家記録』1～23巻(宝文堂、1972～1982年)、それ以降は仙台市博物館蔵の写真版を利用

・高倉淳^{きよし}編『仙台藩刑罰記』(自費出版、今野印刷、1988年)

原本は宮城県図書館蔵、明和7年(1770)までの刑事判例を収録

・宮城県史編纂委員会編『宮城県史』31・資料篇8(宮城県史刊行会、1962年)

一関市千厩町・白石家や大東町・鳥畑^{とりはた}家の文書を一部収録

・その他

ii) 一関藩関係

・増補刑罪録

一関市川崎町門崎字千手堂の佐藤順一氏蔵、元禄10年(1697)10月～安政3年(1856)11月の判例2,712件を収録(1つの事件が複数箇所に分けて記載されている場合があるので、実際の事件数はこれより少ない)

I 現在のわが国の死刑制度

1) 現行刑法の死刑規定

・刑法第11条① 死刑は、刑事施設内において、絞首して執行する。

死刑は、死刑宣告を受けた者の命を奪うことのみが目的だから、できるだけ苦痛の少ない方法が採用されねばならない。その方法として、現在のわが国は絞首という方法を採用し、非公開で執行している。

2) 絞首台の変遷〔資料 1〕

- ・現在の絞首方法
 - ・明治 3 年 (1870) 12 月布告「^{しんりつこうりょう}新律綱領」の絞首台
 - ・明治 6 年 (1873) 2 月改正の絞首台
- (参考) 清代中国の絞首刑

II 江戸時代の庶民に対する死刑の種類

1) 幕府及び仙台・盛岡両藩

- ・幕府 (寛保 2 年 (1742) 制定『^{くじかたおさだめがき}公事方御定書』下巻第 103 条)〔資料 2〕
^{のこぎりびき}鋸 挽 ^{はりつけ}磔 ^{ごくもん}獄門 ^{かざい}火罪 ^{しざい}死罪 ^{げしゅにん}下手人

(武士の死刑としては、切腹と斬罪=打首)

- ・仙台藩 (年未詳『^{かくかきぬき}格書抜』)

竹鋸にて挽き磔 火罪 磔 獄門 ^{きりすて}切捨 (=斬刑) (刎首)

(磔より火罪が重罪)

(武士の死刑としては、牢前において斬罪・牢前において切腹・その身屋敷にて切腹)

- ・盛岡藩 (文化 5、6 年 (1808、9) 制定『^{ぶんかりつ}文化律』第 113 条)

磔 獄門 死罪 下手人 (鋸挽・火罪なし)

2) 一関藩『増補刑罪録』にみられる死刑

- ・火罪 磔 獄門 死罪 切捨 (=斬罪) ^{うちくび}打首 (=討首・^{ふんしゅ}刎首)

III 一関市域の処刑場

1) 一関藩の常設処刑場〔資料 3〕

『増補刑罪録』にみられる死刑で、場所が特定されている事例としては、「橋田において獄門」(75 号、467 号)「橋田において刎首」(56 号)、及び「磐井川同心町末川原にて獄門」(294 号)がある。また、「牢前において討首」も数件 (47 号、76 号等) があるが、多くは武士が対象のようである。このほかの多くの死刑執行は場所が特定されていない (〔資料 4〕参照)。

しかし、学芸員の張基善氏から、一関藩の常設処刑場は、旧鬼死骸村の橋田原にあり、そこで天明 5 年 (1785) 11 月に藩の医師達により^{ふわ}腑分け (=死体解剖) が行われたことを教えられた。その対象となったのは無宿の豊吉であり、『増補刑罪録』123 号によれば、豊吉は土蔵を破って衣類・金を盗んだ罪で獄門に処された者である。

2) 仙台藩の常設処刑場〔資料 5〕

一方、仙台藩の常設処刑場は、藩政初期には少し変遷があるが、中期以降は現在の泉区^{ななきた}七北田にあった。仙台藩は、犯罪容疑者を城下まで連れて行き、^{ひょうじょうしょ}評定所と呼ばれる裁判役所で裁判を受けさせたが、一関市域の仙台藩領民がこの七北田の常設処刑場で公開して死刑に処された事例も多い (〔資料 6〕参照)。例えば、

- ・元禄 11 年 (1698)、東山千厩町の平助は、村々て灸を据えることに託して人々をだまし、金を取ったとして「七北田において斬棄」の判決を受けた (『肯山公 (4 代綱村) 治家記録』同年 6 月 29 日条 (『仙台藩史料大成 伊達治家記録』20 卷 282 頁))。
- ・享保 2 年 (1717) 11 月 22 日、西磐井一関村八内の妻は、儀太夫という者と通じて儀太夫に斬殺されたことにより、「七北田において屍梟首」と宣告された (『獅山公 (5 代吉村) 治家記録』巻の 57、同年 12 月朔日条)。
- ・享保 11 年 (1726) 8 月 25 日、東山薄衣村泉田杢小人浅右衛門子の友助が、百姓与惣左衛門の下女と和姦し、その女を殺して自分も死のうとしたが死にきれなかったとして、「七北田において斬刑」とされた (『同上』巻の 92、同日条)。なお、『仙台藩刑罰記』342 号にもこの事例が掲げられている。

など多数。

IV 所仕置き

江戸時代の死刑は、上記の常設処刑場で行われるばかりでなく、犯罪発生地ないし犯人居住地で行われる場合もあった。この場合、具体的に地名が示される事例のほか、「本所において」「その所において」等と指示される事例も多いので、このような死刑を私は「所仕置き」と呼んでいる。

1) 一関藩の所仕置き

- ・元禄 14 年 (1701) 11 月、流涌津村の治郎吉は、不孝の上、父子兄弟と田地を争ったとして、「本所において獄門 家屋敷欠所」の判決を受けた (『増補刑罪録』2 号)。
 - ・享保 19 年 (1734) 11 月、下黒沢村七兵衛子の三治郎は、永牢に処されていたところ、赦によって追放処分となったが、立ち帰って盗みを働いたため、「本所において討首」とされた (『同上』1111 号)
 - ・元文 5 年 (1740) 9 月、徳田村の儀兵衛は、肝入の長左衛門の落ち度でもないことを訴え、同人の伴から金子を貪り取り、村方へ割り渡すべき金子まで押領した罪で、「所において獄門、家財・持ち高とも欠所、家内人数は奴」に処された (『同上』457 号)。
- 一関藩の中心的な裁判役所は御僉議所と呼ばれているが、そこで死刑判決を受けた者の一部が、その居住地での死刑執行に処されている。なぜこうした所仕置きが科せられたのかについて『増補刑罪録』は何ら語っていないが、居住地で処刑することにより、おそらく死刑囚をよく知っている者たちに、こういった悲惨な刑罰を受けたくないと思わせ、犯罪発生を予防しようとしたのだろう (「刑は刑無きを期す」=『無刑録』)。

しかし、この所仕置きを行うためには、まずその執行場所をその村に作らなければならない。また、処刑場の番人や、出張してくる藩役人の接待等にも村人が動員されたであろう。所仕置きには、犯罪発生予防効果の一方で、その死刑囚と何ら関係のない村人が様々な負担を強いられたと思われる。この負担については、『増補刑罪録』は何も指摘していないが、仙台藩が一関市域近傍で行った所仕置きをみると、この点がよく分かる。

2) 仙台藩の所仕置き

仙台藩の『治家記録』には、17 卷 168 頁元禄 7 年 (1694) 2 月 22 日条所掲の、東山鳥海村半四郎が、主人をないがしろにして金子を引き倒した等の罪で、「札の辻で 3 日曝し、

本所で磔」に処された記事を初めとして、相当数の所仕置き事例がみられるが、ここでは、その所仕置きが執行されるまでの経過がよく分かる2事例を、少し詳しく掲げておこう(吉田正志『仙台藩刑事法の研究』(慈学社出版、2012年)164～167頁参照)。

① 宝暦5年(1755)東山小嶋村清四郎火罪1件

本件の小嶋村は現在の一関市域ではなく平泉町域である。出典は、『宮城県史』31、564～570頁に収録される大東町大原の鳥畑家文書の宝暦5年分『御用定留』である。

さて、事件はこうである。弥惣右衛門賀養子の清四郎は日頃不行跡で、そのため組合の源四郎等が寄り合っ、清四郎を家督から除く相談をしていたらしく、その中心人物である源四郎を恨んで、源四郎の長屋へ放火した。その罪で、清四郎は「道中引き晒し、その所において火罪、持道具欠所」の判決を下された。

この判決に基づき、東山小嶋村で6月25日に清四郎の火罪が執行されることになり、晒し日は同月25日、27日、29日、7月2日、3日、6日、11日の計7日と決まった。また、判決内容を認めた晒し小旗と立て札も用意された。同時に、現地代官に対し、火罪用の柱や焼柴等の準備が命じられ、晒し日数中の番人や取り片付けは、近所の乞食・頼人に申し付けることも命じられた。

6月22日昼8ツ時(=午後2時頃)に清四郎は米ヶ袋の牢屋敷から引き出されて馬に乗せられ、足軽2名及び宿場毎に動員される棒突4名と小旗持ち1名に付き添われて、晒されつつ護送された。この護送中の食事は宿 賄いであり、夜には宿場より不寝番が付けられた。途中北上川の洪水に出会ったりして、予定通りの現地着が危ぶまれる事態もあったが、どうにか24日暮れには北上川を渡ることができ、予定通り25日に小嶋村に着いて千厩足軽に引き渡され、即日処刑が行われた。

処刑場は、田畑に支障を来さない峠という場所に設定され、晒し日については、江戸で凶事のあった関係で、予定されていた27、29両日は取り止めとなり、翌月2日以降のみ実行された。

なお、処刑人としては仙台北下の被差別民である「穢多」2名が動員されている。彼らは路銭(=旅費)として1人につき1泊まり100文づつとして、当面800文が役所より支給されたが、これは村に代わって出発時に立て替え支給されたものであり、最終的には村償いとして村の負担になるものであった。

② 享和元年(1801)伊沢相去御足軽吉郎太磔1件

本件の出典は、宮城教育大学附属図書館蔵『仙台藩判決録』47号である。

事件は、相去のうち六原の足軽吉郎太が、乱心して母親を殺害したというものである。これも現金ヶ崎町の事例で一関市域ではないが、地理的に近いということで参照したい。この事件を起こした吉郎太は「札の辻において3日晒し、竹鋸にて挽き、士丁・市中・道中とも引き晒し、その所において磔、家財欠所」と宣告された。乱心とはいえ親殺しという最も凶悪な罪を犯したため、竹鋸にて挽き磔という最も重い死刑を科されたのである。

そこで、まず仙台北下の札の辻(=芭蕉の辻)で3日間の竹鋸挽きの晒し刑に処され、そのうえで城下の侍屋敷地・町人地及び相去村までの道中晒しで護送され、六原で磔刑が執行されることになる。処刑日は5月26日とされ、仙台からは足軽2名が付き添い、道中宿々より馬を出してそれに乗せ、また棒突4名も動員されている。泊まりにはやはり宿場に不寝番が命じられた。

さらに、仙台からは死刑執行人として「穢多」2名の派遣も手配され、その路銭として2名7泊分1貫400文が支給され、また小旗持ちも1名動員されて同じく7泊分700文が渡された。この路銭は①と同様村償いであり、出発時に役所によって立て替え支給されたもので、のちに村より御郡方会所へ納付すべきものであった。

なお、磔に使用する鎖^{やり}2本も仙台の牢屋敷から貸し出されて処刑地に送られた。この鎖は、処刑後^{むしろ}藁包みにして印符^{いんぷ}をつけ、宿々より^{さいりょう}幸領1名を出して宿駅送りで仙台牢屋敷に返却される手筈になっていた。

一方、現地ではまず処刑場の設営が検討されたが、村内には容易に適地を見出せず、最終的に相去村と隣村の三ヶ尻村との村境の大倉沢という空き地を使うことが認められた。

処刑の後片付け及び晒し中の番人には、近所の乞食・癩人が使用された。晒し日数は5月26日、6月2日、3日、4日及び5日の計5日と定められたが、屍は26日だけ懸けておいて、残り4日間は杭と立て札だけを処刑場に立てておくよう命じられた。

以上、やや詳しく所仕置きの実態を紹介した。同藩は、享保14年(1729)に、火罪・5人以上の徒党・不忠不孝・1村を騒がせた者については、所仕置きをすることがあるとの法令を出している。主殺し・親殺し、放火、百姓一揆といった犯罪を対象に、所仕置きの執行を許していたことが分かる。これらの犯罪者を悲惨な死刑に処すところを身近な人々にみせることで、同様の犯罪を未然に防止できると考えていたのだろう。

おわりに

現行刑法で死刑が科せられる犯罪は、内乱罪(第77条)、外患罪(第81条・第82条)、放火罪(第108条)、出水罪(第119条)、殺人罪(第199条)等18種類であるが、江戸時代には相当広い犯罪に死刑が科せられた。しかも、その死刑は、藩の処刑場のみならず、犯罪発生地・犯人居住地での執行(=所仕置き)で公開して行われる事例も多く、江戸時代の人々は、現在の私たちに比べて、死刑を実際にみる機会が多かったに違いない。

仙台藩・一関藩もこの例外でないことをこれまで詳しく述べてきたが、これも芦東山の主張する、刑を科せられるような犯罪をなくすために、あえて刑の執行をみせたのだろう。

刑罰を犯罪発生抑止の1つの手段と捉える考え方は、確かにそれなりの説得力をもつ。しかし、むごい刑罰をみせれば必ず犯罪が減るかという、そうとばかりいえないのが実際ではないか。なかには死刑になりたいために人を殺すとか、障害者は生きる価値がないから殺してしまうなどと、身勝手な考えをもつ個人もある。

また、例えば貧富の格差、いじめなどの人間関係、介護の疲れ等々の社会的環境、テロや暴動等の政治的要因、さらに災害や気候変動、疫病の蔓延等の自然環境においても、犯罪を生み出す条件はあり得るのだから、死刑になる恐怖があっても犯罪に走るケースのあることも事実だろう。

もちろん、この地球上から犯罪をなくすことは、これまでも多くの人々(芦東山はまさにその1人である)によって追求されてきたし、またこれからも追求され続けることだろう。それは実現できるのか、単なる理想ではないのか。この答えを見付けるのは難しいことではあるが、芦東山の想いを受け継ぐことがこの記念館の使命であることを、お伝えしておきたい。

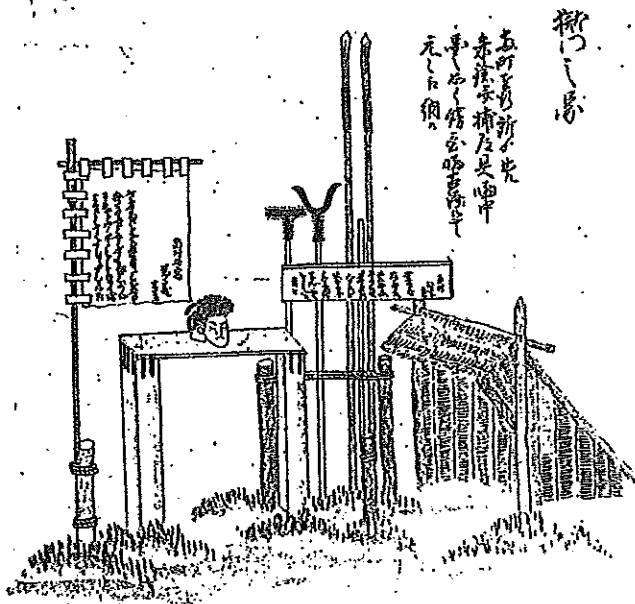
(資料2) 徳川幕府の死刑

(1) 鋸挽



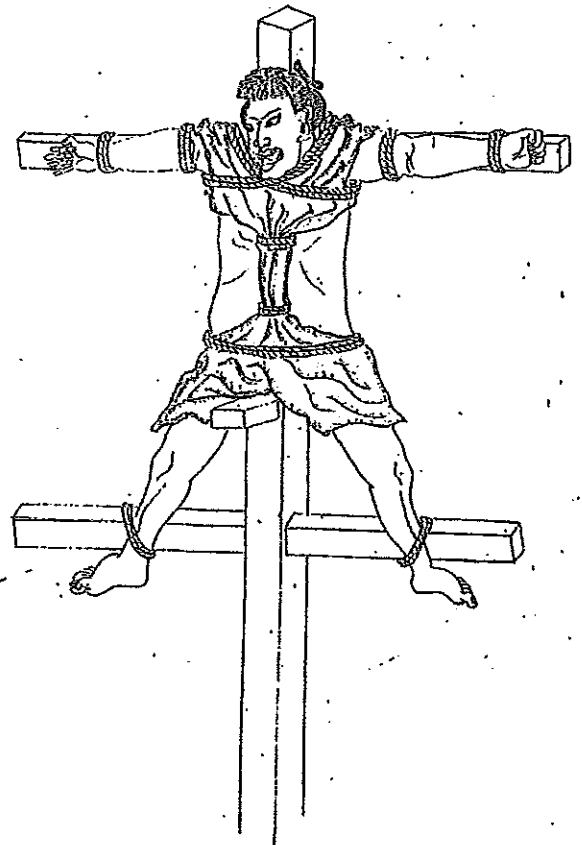
(徳川幕府刑罰図譜本編)

(3) 獄門



(同右)

(2) 石築



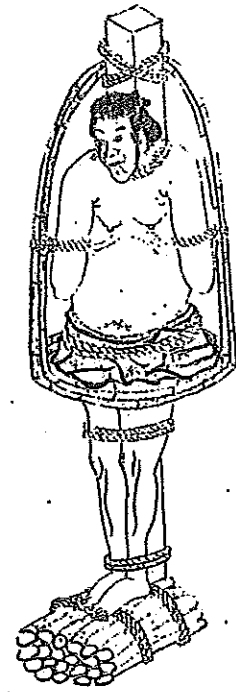
(刑罪大秘録)

(5) 死罪 (6) 下手人



(同右)

(4) 火罪

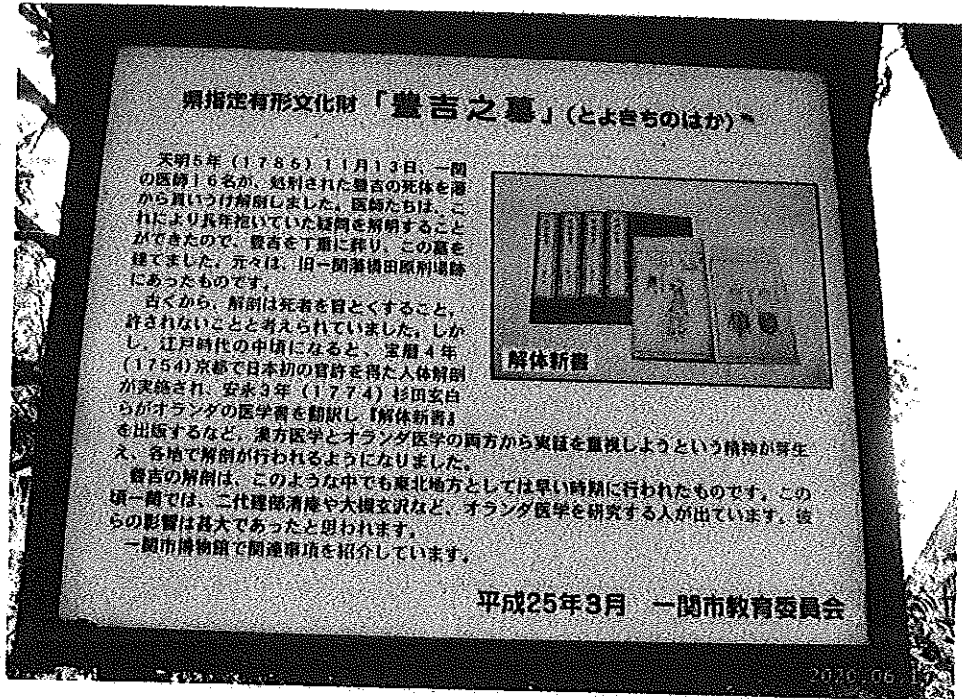


(刑罪大秘録)



(参考) 引廻し(同上)

[資料3] - 関藩の常設処刑場



〔資料4〕『増補刑罪録』に見られる一関市域一関藩領の死刑事例

No.	判決年月	名前	前住所	罪	状	死刑種類・場所	通し番号
1	元禄11年(1698)5月	明学	東山南小梨村山伏	保呂羽山祭礼で殺人		刎首(橋田?)	15
2	元禄11年(1698)8月	権吉	流富沢村村入甚十郎下人	酒狂で人を溺死させる		於其所切捨	16
3	元禄11年(1698)8月	甚蔵	東山南小梨村	田地の件で代官の指図に背く		斬罪(橋田?) 跡欠所	1519
4	元禄12年(1699)4月	五兵衛	瓶赤	密通の上、放火		火罪(橋田?)	33
5	元禄12年(1699)4月	つま	大町助惣妻	両親を追い出す		斬罪・獄門(橋田?)	1
6	元禄13年(1700)6月	半三郎	上黒沢村惣兵衛子	物取りに人を殺す		斬罪(橋田?)	17
7	元禄13年(1700)6月	三学	山伏	盗の上、人に難を付ける		斬罪(橋田?)	42
8	元禄13年(1700)6月	与治	手木	御用金盗		斬罪(橋田?)	43
9	元禄14年(1701)5月	善内	手木	喜太夫妻を男に密会させて金を取る企み		斬罪・獄門(橋田?)	402
10	元禄14年(1701)5月	善左衛門	大町	不孝の上、父子兄弟田地出入り		於本所獄門、家屋敷欠所	2
11	元禄14年(1701)11月	治郎吉	流浦津村	奉公人受状へ謀判		斬罪(橋田?)	292
12	元禄15年(1702)8月	佐内	中間	博奕、小納戸金盗		於牢前討首	47
13	宝永4年(1707)10月	佐藤長助	不明	乱心にて親を殺す		磔(橋田?)、死骸廻り起こし	4
14	宝永5年(1708)6月	半助	滝沢村半十郎弟	親へ手向かい打擲		於本所獄門	5
15	正徳元年(1711)12月	八助	上黒沢村	密通のため永牢中、案外の所行		討首(橋田?)	2424
16	正徳2年(1712)3月	三吉妻	流浦津町	酒狂で殺人		於本所死罪	19
17	正徳3年(1713)11月	清助	東山清水馬場村	処々にて盗		於本所刎首	51
18	正徳3年(1713)12月	又六	滝沢村	江戸御小遣方引負		於牢前討首	443
19	正徳5年(1715)11月	伊藤郷助	不明	切支丹方帳面盗		於牢前刎首	52
20	享保2年(1717)6月	山本治兵衛	不明	密通の上出奔		獄門(橋田?)	408
21	享保2年(1717)11月	新八郎	文殊院三男	殺人		打首(橋田?)	20
22	享保2年(1717)11月	老く	有壁町弥三郎下女	殺人		於橋田刎首	56
23	享保3年(1718)10月	三善坊	山伏	江戸中屋敷土蔵を破り、米を盗		切捨(橋田?)	1107
24	享保6年(1721)11月	八内	三関村作十郎伴	不行跡、所々にて盗		打首(橋田?)	22
25	享保7年(1722)6月	喜助	流瀬村喜左衛門子	殺人		於牢前討首	59
26	享保10年(1725)12月	弥四郎	狐禅寺村三郎兵衛家内	傍輩の刀を盗、湯屋で盗		於本所切捨	24
27	享保13年(1728)8月	加納吉右衛門	不明	人を絞殺		磔(橋田?)	25
28	享保14年(1729)12月	長十郎	東山金田村仲三郎子	追放立婦、盗		於本所討首	1111
29	享保16年(1731)5月	平九郎	東山摺沢村百姓	人主・口入れの謀判、出奔自害		切捨(橋田?)	294
30	享保19年(1734)11月	三治郎	下黒沢村七兵衛子	酒狂口論の上殺人		於所獄門 家財等欠所	457
31	元文2年(1737)9月	八内	大内原泉召仕無宿	御用金を自由にする		於牢前打首	459
32	元文4年(1739)8月	甚内	流峠村	大酒にて親を打擲、極書		於所獄門	6
33	元文5年(1740)9月	備兵衛	徳田村	無宿、所々で蔵破り、盗を渡世		於橋田獄門 持道具欠所	75
34	寛保元年(1741)9月	片岡五左衛門	不明	囚人へ錐・小刀を隠し入れる		於橋田獄門 持道具欠所	467
35	寛保2年(1742)11月	又四郎	流清水村清右衛門子	先年出奔立婦、再度追放立婦		於本所獄門	1122
36	寛保2年(1742)11月	松五郎	滝沢村作右衛門子	小納戸金盗		於牢前打首	76
37	宝曆2年(1752)11月	太郎	同村五助子	追放立婦、妻を傷害等		於本所獄門	1123
38	宝曆2年(1752)11月	卯之助	流金沢村追放立婦	父を切り殺す		磔(橋田?)	11
39	宝曆3年(1753)4月	久左衛門	日形村元御買夫				
40	宝曆3年(1753)10月	大波八郎兵衛	不明				
41	宝曆5年(1755)4月	市郎右衛門	流中村元百姓				
42	宝曆6年(1756)9月	勘太郎	流峠村				

43	宝曆 6年(1756) 9月	三助	流飯倉御賀夫	江戸大納戸物置を破り盗	打首(橋田?)	83
44	宝曆 6年(1756) 9月	左助	西黒沢村十五衛門子	困いを抜け出し、鷹を盗	討首(橋田?) 持道具欠所	84
45	宝曆 6年(1756) 9月	善助	鬼死骸村	墓所掘り起こし、屍の衣類盗	討首(橋田?) 持道具欠所	85
46	宝曆 6年(1756) 9月	半助	本間善太夫旧下人	侍屋敷に忍び入り、俵米盗	討首(橋田?) 持道具欠所	86
47	宝曆 7年(1757)	当太	東山徳田村文五郎弟	道心者を強盗殺人(仙台藩が処刑)	於本吉郡入谷村磔、持道具欠所	29
48	明和元年(1764) 2月	太郎兵衛	鬼死骸村太郎作親	悪事燻長の上盗	討首(橋田?) 持道具欠所	96
49	明和元年(1764) 2月	文五郎	無宿	同類を催し盗渡世	獄門(橋田?) 持道具欠所	97
50	明和 5年(1768) 3月	石川喜兵衛	凡下に落とす	伯父妻と密通	獄門(橋田?)	414
51	明和 7年(1770) 5月	そへ	佐藤弁太夫妻 凡下に落とす	在嶋中、流人共を逃がす	獄門(橋田?)	2426
52	明和 7年(1770)12月	太左衛門	流浦津村長瀬流流人	主人留守中、金を盗	打首(橋田?) 持道具欠所	100
53	明和 8年(1771) 6月	平七	平田忠左衛門召仕峠村	仙台へ登せる人数帳等売り払い	打首(橋田?)	103
54	明和 8年(1774)12月	門左衛門	足軽	追放立婦、打擲・直訴	打首(橋田?)	1143
55	安永 3年(1774)12月	甚太夫	元足軽	所々にて盗	討首(橋田?) 持道具欠所	107
56	天明元年(1781) 3月	興松	狐禪寺村仁惣兵衛養子	盗渡世	打首(橋田?)	115
57	天明 5年(1785) 3月	桐之助	無宿			
58	天明 5年(1785) 8月	四郎治	無宿	土蔵を破り衣類盗	獄門(橋田?)	122
59	天明 5年(1785)11月	長松	無宿	土蔵を破り衣類・銭盗	討首(橋田?)	123
60	天明 5年(1785)11月	庄右衛門	無宿	酒狂で甥を殺す	獄門(橋田?)	
61	寛政 3年(1791)11月	金蔵	無宿	処々で馬を盗み、売り払う	討首(橋田?)	30
62	寛政 3年(1791)11月	豊吉	流揚生村	強訴徒党	獄門(橋田?)	130
63	寛政 6年(1794)10月	五右衛門	流沢村旧百姓追放立婦			
64	寛政 6年(1794)10月	長太郎	東山中興玉村			
65	寛政 10年(1798)11月	勘左衛門	不明			
66	寛政 11年(1799) 4月	不明	不明	口論の上人を殺し、屍を川に捨てる	打首(橋田?)	338
67	寛政 11年(1799) 4月	善助	流鯉嶋村旧百姓治右衛門子出奔立婦	弟を殺し、密かに埋める	切捨(橋田?)	31
68	文化 4年(1807)11月	辰五郎	流金沢村	盗の上破牢	於本所獄門	32
69	文化 4年(1807)11月	平四郎	足軽	御用金引負、吟味中自殺	獄門(橋田?)	141
70	文化 4年(1807)11月	斎 長左衛門	不明	追々嶋所逃げ去り	切腹 家財欠所	496
71	文化 5年(1808) 5月	仲太	流浦津村、江嶋破嶋	親を傷害等、入室中死亡	切捨(橋田?)	2434
72	文化 4年(1816)10月	儀右衛門	市野々村出奔立婦	同門前の者へ遺恨で再三放火	獄門(橋田?)	12
73	文化 9年(1826) 8月	惣四郎	東山徳田村清右衛門伴追放	盗の上、放火	火あぶり(橋田?)	34
74	文化 6年(1835)12月	愛蔵	上黒沢村言蔵伴出奔立婦	強盗、母へ不孝、磔のところ死亡によって	獄門(橋田?)	168
75	文化 8年(1837)12月	与太郎	上黒沢村今蔵兄出奔立婦	寺社へ忍び入り、仏具・神宝盗	獄門(橋田?)	37
76	文化 8年(1837)12月	善助	無宿	収納大豆を自由にする	獄門(橋田?)	13
77	文化 9年(1838) 9月	及川伊兵衛	不明	謀書、金子術取る	於牢前討首	203
78	文化 10年(1839)12月	利惣治	足軽		打首(橋田?)	535
79	文化 10年(1839)12月	高橋文吉	足軽		打首(橋田?)	304
80	文化 3年(1846)11月	宝樹坊	無宿	物取りのため旅人を傷害	切捨(橋田?)	
81	文化 3年(1846)11月	入間川英之助	本山派山伏、凡下に落とす		獄門(橋田?)	2411
82	文化 2年(1855)12月	八太夫伴	八太夫伴	江戸御金方勤仕中、過分の引負	於牢前討首	591

〔資料5〕 仙台藩の常設処刑場



処刑場跡

(仙台市泉区七北田・著者撮影)

〔吉田正志『仙台藩の罪と罰』〕



94 奥州街道沿いにあった七北田の刑場（『仙台領奥州街道絵図』） 絵図には「斬罪場」と記されている

〔『仙台市史』通史編4・近世2〕

〔資料6〕『治家記録』に見られる一関市域仙台藩領の死刑事例

No.	記事年月日	名前	住所・周書	罪	状	死刑種類・場所	出典
1	寛永20年(1643)12月2日	与一郎兄・三次郎	東山松川村	父を殺害	与一郎に同心	給人猪苗代越後が即斬罪 松川村で磔	5-227
2	寛永20年(1643)12月2日	与一郎妹	東山松川村	父を殺害	与一郎に同心	松川村で磔	5-227
3	寛永20年(1643)12月2日	与一郎妹	東山松川村	父を殺害	与一郎に同心	松川村で磔	5-227
4	元禄5年(1692)7月26日	藤松	東山千原町	醉狂で酒屋主を突き殺す		東山(七北田?)	16-212
5	元禄7年(1694)2月22日	半四郎	東山島海村	主人を誘ふ、目付へ直訴		札の辻に3日晒し、本所で磔	17-168
6	元禄10年(1697)12月22日	新長衛	東山千原町 藩右衛門子	密通の上出奔		東山(七北田?)	19-525
7	元禄10年(1697)12月22日	源十郎妻	社藤江嶋	密通の上出奔		東山(七北田?)	19-525
8	元禄11年(1698)3月21日	作内	東山波底村	下女を南菊女と偽り売る		於其所鼻首(敵で他國追放)	20-212
9	元禄11年(1698)6月29日	平助	東山千原町	免所を点するに托し金を取る		於其所鼻首 於七北田斬首	20-282
10	元禄11年(1698)6月29日	四三郎	東山千原町	蘭部女を本宮へ売るとため隠通を通る		於其所鼻首	20-282
11	元禄13年(1700)6月27日	六兵衛	流浦連町	東山の女を蘭部女と偽り売る		於其所鼻首(年死)	21-480
12	元禄13年(1700)12月10日	六之丞	二関村類族	博奕・窃盗		死罪(敵・親族で遠島)	21-522
13	元禄15年(1702)正月18日	与八郎	東山大原	女を買い取り、他領へ通した		於其所鼻首	22-329
14	元禄15年(1702)正月18日	五兵衛	流西島井	肝入のとき監禁審判で金を盗む		於其所鼻首	22-329
15	元禄15年(1702)6月27日	弥藏	東山黄海村	強盗殺人(蔵主の娘・稚子を殺す)		於其所鼻首 於七北田斬首	23-123
16	元禄16年(1703)12月25日	三藏	東山下折壁村	妻を盗		於其所鼻首	23-123
17	元禄16年(1703)12月25日	助内	一関町	偽札造り(前永町兵衛等共犯)		仙台で3日晒し、運中晒し、於前沢町磔	2
18	宝永元年(1704)11月22日	半七	東山輝草村	裏心して殺人		於其所斬刑	6
19	宝永6年(1709)12月27日	三次	東山輝草村 蔵下人	自分の盗位を主人になすり付けた		於其所鼻首	25下
20	宝永6年(1709)12月27日	澤右衛門	東山輝草村 次左衛門撃子	長腕に隠剣を賣わせた		於其所鼻首	25下
21	宝永7年(1710)11月21日	助左衛門	東山中川村百姓	各子七内と争論して密かに殺す		於其所鼻首	29
22	宝永7年(1710)11月21日	伴右衛門	東山天狗村	他邦に奉仕、盗		於下余田村鼻首	29
23	宝永7年(1710)11月21日	勘三郎	西岩井流菜良坂村類族	孫七を養子にする約を破り、報告		於其所鼻首	33
24	正徳元年(1711)11月11日	久次郎	東山黄海村久三郎男	孫七を養子にする約を破り、報告		於其所鼻首	33
25	正徳元年(1711)11月11日	久次郎	東山黄海村久三郎男	孫七を養子にする約を破り、報告		於其所鼻首	33
26	正徳4年(1714)3月25日	正吉	東山門崎村肝入又五郎水香	狼川原山で盗伐し、嫌で殺人		於其所鼻首	42
27	正徳4年(1714)8月25日	助五郎	東山口村八左衛門家人	松川村仲兵衛味を無宿者に売る		於其所鼻首	42
28	正徳4年(1714)8月25日	弥三郎妻	東山黄海村小右次家人	密通		於其所鼻首	44
29	正徳5年(1715)3月29日	早藏	東山釘子村百姓三郎水香清兵衛子	盗		於其所鼻首	46下
30	享保2年(1717)12月朔日	八内兼	西郷井一関村	備太夫と通じ斬殺される		於七北田鼻首	57
31	享保3年(1718)4月6日	松兵衛	一追川口町四兵衛子	東山峠路で強盗殺人		運衝に3日鼻首	59上
32	享保3年(1718)8月26日	真八	東山門崎村農夫孫七子	密通		各於其所鼻首	60下
33	享保3年(1718)8月26日	三平妻	同村農夫太郎左衛門子	密通		各於其所鼻首	60下
34	享保3年(1718)8月26日	二兵衛	同村農夫太郎左衛門子	密通		各於其所鼻首	60下
35	享保3年(1718)8月26日	盛七	同村農夫太郎左衛門子	密通		各於其所鼻首	60下
36	享保4年(1719)11月晦日	清三郎	東山千原町足軽	横目と偽り密殺を咎め、金を貪る		於郷里鼻首	65
37	享保4年(1719)11月晦日	藩助	東山千原町足軽	横目と偽り密殺を咎め、金を貪る		於郷里鼻首	65
38	享保4年(1719)11月晦日	藩助	東山千原町足軽	横目と偽り密殺を咎め、金を貪る		於郷里鼻首	65
39	享保4年(1719)11月晦日	藩助	東山千原町足軽	横目と偽り密殺を咎め、金を貪る		於郷里鼻首	65
40	享保7年(1722)8月25日	与蔵	東山下折壁村	密殺を咎めた横目足軽を打擲		於郷里鼻首	76
41	享保7年(1722)8月25日	与蔵	東山下折壁村	密殺を咎めた横目足軽を打擲		於郷里鼻首	76
42	享保11年(1726)8月25日	友助	西郷井山目村	平泉村の宗心(道心)を殺す		於山目村鼻首	92
43	享保11年(1726)11月11日	半六	東山澤衣泉田 幸八人 淡右衛門子	農夫の婢と和姦し、婢を殺して自殺未遂		於七北田斬刑	92
44	享保11年(1726)11月11日	蓮之助	東山澤衣泉田 幸八人 淡右衛門子	金を奪われ偽り、肝入宅に大勢で押し寄せ		於五平村磔	93
45	享保12年(1727)3月18日	久之丞	東山門崎村新蔵水香孫助子	金を奪われ偽り、肝入宅に大勢で押し寄せ		於其所斬刑	93
46	享保12年(1727)3月18日	八内	東山門崎村新蔵水香孫助子	賞罰のため書を新蔵の上目殺未遂		斬刑(場所不明)	94下
47	享保13年(1728)6月8日	勘左衛門	西岩井山目町新蔵子	窃盗		斬刑(場所不明)	94下
48	享保13年(1728)6月8日	四郎左衛門	東山大原町断筋勤兵衛副人	父七左衛門を刺殺しようとした不幸		運中引き晒し、於大原磔	99下
			東山相川村農長	地頭の宅地を自分の地と偽る		於其所鼻首	99下

49	享保14年(1729) 7月 2日	作内	西條井市野々村	旧主の家で窃盗	於七北田農首	104上
50		葛内	栗山野子村	同村茂林寺で酒田に託し暴行	於七北田御首	
51	享保15年(1730) 7月22日	甚五左衛門	栗山大瀬村甚内副人	山田村彦七郎子八之丞妻を強姦	於七北田新刑	108
52	享保15年(1730) 9月11日	小平	栗山下折壁村農夫相頭	遺恨から甥の太郎八放火と酷告	於七北田農首	
53	享保18年(1733) 5月19日	万平	栗山薄衣村作兵衛同居	酔って母を打倒、兄を踏みつける	於薄衣村農首	119
54	享保20年(1735) 7月18日	七三郎	栗山河津村百十郎子	強盗殺人	於七北田御	128上
55	享保20年(1735)11月14日	小番兵衛	栗山千原屋	10年采流澤強盗	於七北田農首	129中の上
56	元文 2年(1737)12月21日	隆作	栗山猿沢村農夫十内水香	窃盗	於七北田新刑	137下
57	元文 3年(1738) 8月18日	清八	西條井赤五村居住	同村二助妻と和姦、出奔	於七北田農首	140下
58	元文 5年(1740)12月11日	及川源太郎	栗山上赤五村居住	庶民なのに土と稱した	於七北田農首	149下
59		弥八兼	栗山大原駅	本言郡藤折村伊三郎と通じ、養妹となった	於七北田農首	
60	寛保元年(1741) 2月 7日	早助	栗山薄衣村六郎左衛門下人	主人の娘幼少を強姦	於同所新刑	150中
61	延享元年(1744)12月22日	日光院悦牛	栗山千原村山伏藤原院子	父に腫み付くなど不幸	於千原村御	6下
62	延享 2年(1745) 6月 9日	万本	栗山薄衣村農夫	同村源し守長助を傷害致死	於七北田新刑	8下
63		鍋内	西條井中里町平六借屋	有夫の女に姦淫、腹をいの跡えを出させた	於七北田新刑	30
64	寛延 3年(1750)11月19日	輪	同郡同所源七妻	銀内に通じ、腹をいの跡えを訴えた	於七北田新刑	
65	宝暦 3年(1753) 2月11日	万助	栗山保呂羽村本総兵衛養子	沈酔して殺人	於七北田新刑	39下
66	宝暦 4年(1754)10月21日	弥八郎	栗山砂子田村善三郎子	2ヶ所の蔵を破って盗	於七北田農首	46
67	宝暦 6年(1756) 5月 2日	勘平	栗山長瀬村	長瀬村見性寺で窃盗、僧を傷害	於七北田農首	
68	宝暦 6年(1756) 5月26日	久右衛門	栗山築館村	蔵の扉を破って親家などを盗	於同所農首	52

備考: No.1~15の出典は、『仙台藩史料大成 伊達治家記録』の巻数と頁数
No.16~60の出典は、仙台市博物館蔵『獅山公治家記録』の巻数
No.61~68の出典は、同館蔵『志山公治家記録』の巻数